

忘れていませんか？

歯科特殊 健康診断



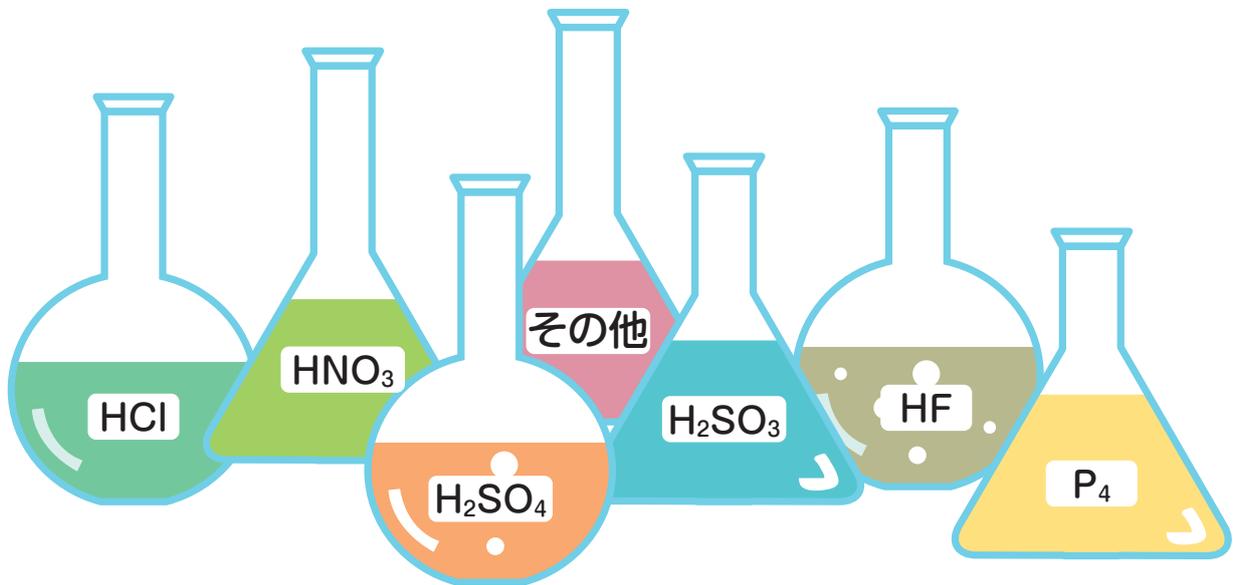
歯科特殊健康診断は法律で義務付けられています

労働安全衛生法第66条第3項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し厚生労働省令で定めるところにより歯科医師による健康診断を行わなければならない

※健康診断結果の報告義務があるのは労働者50人以上の事業場ですが、健康診断は、有害業務に従事する労働者が1人でも実施義務があります

仕事で使っていませんか？



有害な業務とは、塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん・その他、歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

(労働安全衛生法施行令第22条)

歯科医師による健康診断

事業者は、有害な業務に従事する労働者に対し、**雇入れの際、有害業務への配置替えの際、および当該業務について後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に歯科医師による健康診断**を行わなければならない

(労働安全衛生規則第48条)

産業の場で使われている 化学物質

作業現場では
およそ7万種の化学物質が扱われ、
年々増加しています



酸等の取扱い業務は、化学工業、窯業・土石製品製造業、非金属製品製造業に多く見られます

(厚生労働省自主点検事業、令和2年)



気づかないうちに
健康が害されている
かもしれません

歯科特殊健康診断は、歯科の立場から、労働者の化学物質による健康障害を防止するとともに、健康を確保することを目的として行われています

歯科特殊健康診断は、むし歯や歯周病などの管理を行う健診（一般的な歯科健診）ではありません
事業場、業務、有害物質などの非個人的要因が深くかかわる健康問題について診査、診断する健康診断です（労働衛生管理）



歯科特殊健康診断では、その症状が業務に起因するものか否かを鑑別し、管理します
さらに、その結果を作業環境や作業方法の改善につなげるようにしています（作業環境管理、作業管理）



こんなに行われていない 歯科特殊健康診断

令和元年度歯科健診実施状況自主点検の結果

■ 背景

- 塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者には、事業場の規模に関わらず歯科健診の実施が義務づけられている。【安衛則第48条】
- 一方、当該健診の実施結果については、常時使用する労働者数が50人以上の事業場にのみ報告が義務づけられているため、酸等の取扱い業務のある事業場全体の当該健康診断の実施状況は把握できていない。
- これらをふまえ、酸等の取扱い業務のある事業場において歯科健診が適切に実施されているか確認するため、一部地域の事業場において自主点検を実施することとなった。

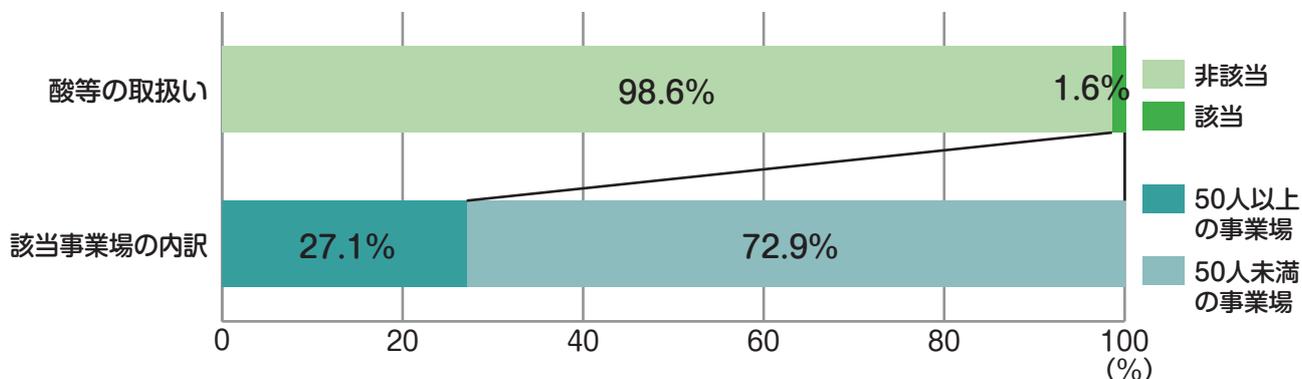
■ 方法

- 実施時期：令和2年1月24日～2月25日
- 実施対象：一部地域の101,493事業場
- 実施方法：自主点検票を郵送し、郵送もしくはWEBによる回収

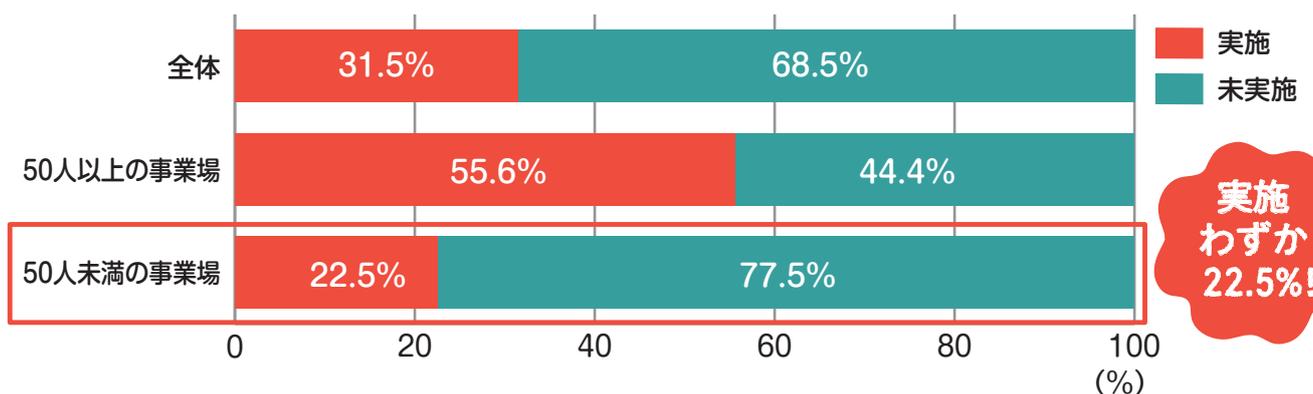
■ 結果

- 31,153事業場より回答（回答率30.7%）

事業場の内訳



酸等の取扱い事業場における 歯科健診実施状況



労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

※ 例) メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

近年は、化学工業、窯業・土石製品製造業、非金属製造業、メッキ工場等に多く見られます

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号（定期健康診断結果報告）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

お問い合わせ先：都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)